

【前回会議までの合意事項】

- 1 セキュリティを確保しつつ、クラウド型文書共有システム(図書室・文書交換室・会議等)・グループウェア等を活用できる議会所有のタブレット端末(個別回線)を全議員に貸与する。
- 2 活用範囲は「議会活動」とし、導入経費は全額公費とする。
- 3 使用基準等を定め、活用を推進する。
- 4 スモールスタートとし、デジタルデバイド(情報格差)を考慮しながら、段階的に進めていく。なお、タブレット端末活用の習熟期間は紙資料を併用する。
- 5 導入時期は改選後とし、2年後に導入効果の検証を行い、効果が表れていない場合は、タブレットの使用中止も含めた検討を行う。